

議案第12号

鳥取市と鳥取県の間における鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置に用いる土地の管理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について

次のとおり鳥取市と鳥取県の間における鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置に用いる土地の管理に関する事務の委託に関する規約を定めることに関し鳥取市と協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年9月16日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取市と鳥取県の間における鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置に用いる土地の管理に関する事務の委託に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第1条 鳥取市（以下「甲」という。）は、甲が所有する次の表に掲げる土地の管理に関する事務の一部（以下「委託事務」という。）を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

所在地	数量
鳥取市青谷町青谷字下寺地 4160 番 3 ほか 95 筆	52,737.88 平方メートル

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、前条に掲げる土地を、乙が鳥取市青谷町内に設置する鳥取県立青谷かみじち史跡公園（以下「公園」という。）の敷地の一部とすることとする。

2 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務を含む公園の管理運営の効果は、公園全体に及ぶものとし、委託事務を含む公園の管理運営に要する経費は甲乙相互に負担するものとする。

2 前項の経費のうち、甲が負担する経費については、甲はあらかじめ、これを乙に交付するものとする。

3 第1項の経費の額並びに前項の甲が負担する経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）及び鳥取市長（以下「市長」という。）が協議して定める。
この場合において、知事は、あらかじめ、経費の見積書及び事業計画書を市長に送付しなければならない。

第4条 知事は、前条第1項の経費に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、計上するものとする。

第5条 甲は、各年度において、交付した経費の額が、現に要した経費の額を超過していると認められる場合においては、当該超過する額を翌年度における経費の額から減じて交付するものとする。

2 甲は、各年度において、交付した経費の額が、現に要した経費の額に満たないと認められる場合においては、当該不足する額を翌年度における経費の額に加えて交付するものとする。

(決算の場合の措置)

第6条 知事は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務を含む公園の管理運営に関する部分を市長に通知するものとする。

(委託事務を廃止する場合の措置)

第7条 委託事務を廃止する場合においては、第3条第1項の経費に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる余剰金又は不足金の処理については、知事及び市長が協議して定めるものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第8条 委託事務の管理及び執行を含む公園の管理運営について適用される乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、市長に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行を含む公園の管理運営について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を市長に通知しなければならない。

(連絡調整会議)

第9条 知事及び市長は、委託事務の管理及び執行を含む公園の管理運営に関し、必要に応じて、鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及び管理に関する条例（令和4年鳥取県条例第 号）第3条の事務を行うに当たり連絡及び調整を行うための会議を開催するものとする。

(雑則)

第10条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、

甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。